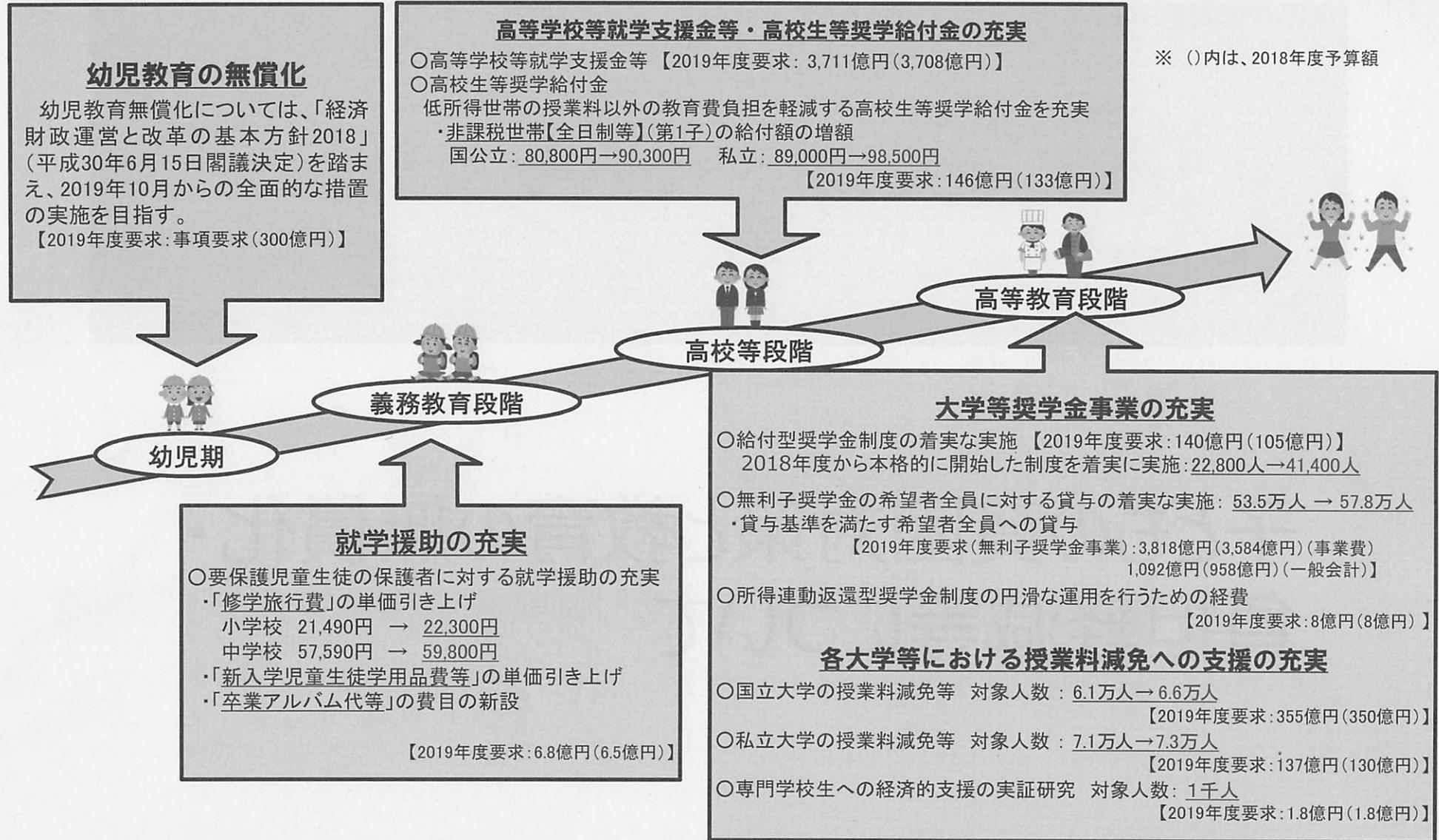


# 6

子どもの貧困対策と教育の無償化・  
負担軽減等について

# 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を目指す



希望する質の高い教育を受けられる社会を実現

## 教育の無償化・負担軽減等に向けた取組について

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定) ※文部科学省関係部分抜粋

### 幼児教育の無償化 ⇒ 2019年10月からの全面的な実施を目指す

※消費税引上げによる財源を活用

- 幼稚園の預かり保育を含む、3歳から5歳までの全ての子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化

### 高等教育の無償化 ⇒ 2020年4月から無償化を実施

※消費税引上げによる財源を活用

- 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(大学等)について、所得が低い家庭の子供たちに限って無償化を実現

#### 1. 住民税非課税世帯(年収270万円未満世帯)

##### ① 授業料の減免:

国立大学: 授業料を免除  
公立大学: 国立大学の授業料を上限として対応  
私立大学: 国立大授業料に加え、私立大平均授業料と国立大授業料の差額の1/2を加算した額まで対応

〔 入学金の減免も同様に措置  
(私立大学: 私立大入学金平均額を上限) 〕

##### ② 給付型奨学金: 学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置、他の学生との公平性の観点から踏まえ社会通念上妥当なものとする

#### 2. 支援の崖・谷間が生じないように、住民税非課税世帯に準ずる世帯についても、年収300万円未満世帯については非課税世帯の2/3、年収300~380万円未満世帯については1/3の額を支援

#### ■ 支援対象について要件を設定

##### ① 支援対象者:

- ・高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談により本人の学習意欲を確認
  - ・大学等進学後の学習状況を毎年確認し、1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位しか取得していないときやGPA等を用いた客観的指標により成績が下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告。警告を連続で受けたとき、退学処分・停学処分等を受けたときは支給打ち切り
- ※斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例については検討

##### ② 対象大学等:

- ・それぞれの特色強み、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追求と実践的教育のバランスが取れている大学等を対象
- ・実務経験のある教員が卒業必要単位数の1割以上の単位数に係る授業科目を担当、理事に産業界等の外部人材を複数任命、適正な成績管理の実施・公表、経営情報の開示

\* その他、中間所得層の大学等へのアクセスの機会均等については検討を継続

### 私立高等学校の授業料の実質無償化 ⇒ 2020年度までに政府全体として安定的な財源を確保しつつ無償化

※消費税の増収を充当するものではないため、安定的な財源の確保が別途必要

- 年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現

### 大学改革

- 人づくり革命を牽引する重要な主体の一つとしての、時代に合ったかたちでの大学改革

- ・大学の役割・機能の明確化
- ・大学教育の質の向上
- ・学生が身に付けた能力・付加価値の見える化
- ・経営力の強化
- ・大学の連携・統合等
- ・高等専門学校、専門学校等における実践的な職業教育の推進

### リカレント教育

- リカレント教育により、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会の構築

- ・教育訓練給付の拡充
- ・産学連携によるリカレント教育等

# 義務教育段階の就学援助（概要）

## 1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

## 2 就学援助の対象者

- ①要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【平成27年度 約14万人】
- ②準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【平成27年度 約133万人】

## 3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ①補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ②補助対象費目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費（最近の動向）  
平成29年度からは、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」についても国庫補助対象とできるよう要綱を改正するとともに、予算単価を引き上げた。 小学校：20,470 → 40,600円、中学校：23,550 → 47,400円
- ③国庫補助率：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④平成31年度概算要求事項
  - ・「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ  
小学校：40,600円 → 63,100円（+22,500円）      中学校：47,400円 → 79,500円（+32,100円）
  - ・「修学旅行費」の単価引き上げ  
小学校：21,490円 → 22,300円（+810円）      中学校：57,590円 → 59,800円（+2,210円）
  - ・「卒業アルバム代等」を補助対象費目に追加（新設）  
小学校：10,800円      中学校：8,640円



## 4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

# 学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて（通知）

（平成30年3月19日付29初財務第26号）

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
附属学校を置く各公立大学法人理事長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局財務課長  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

学校における通学用服等の学用品等の購入については、平成29年10月2日文科初第472号「平成29年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について（通知）」等を踏まえ、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意いただいていると存じますが、この度、改めて、学校における通学用服等の学用品等の取扱いについての留意事項等を下記のとおり通知しますので、十分に御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。（中略）

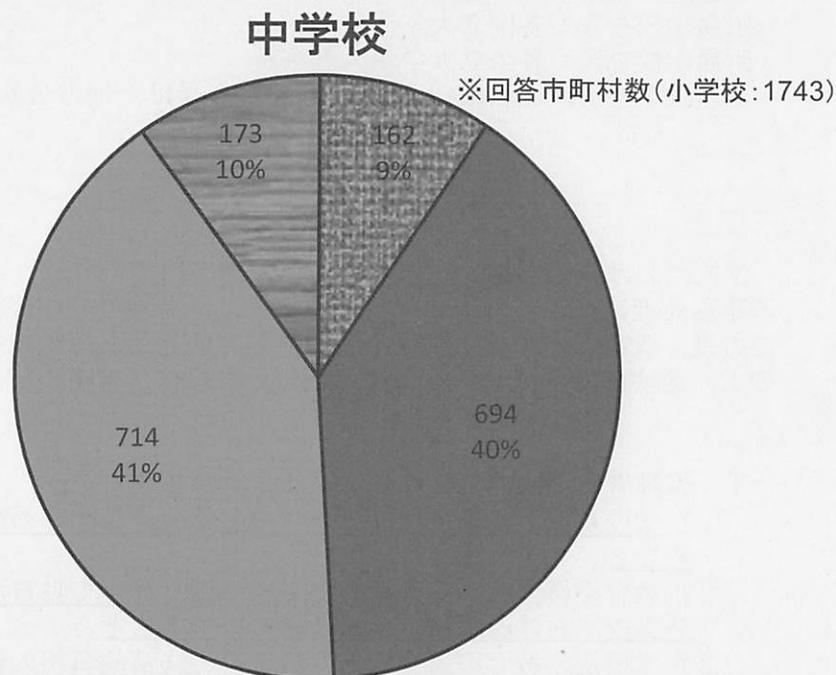
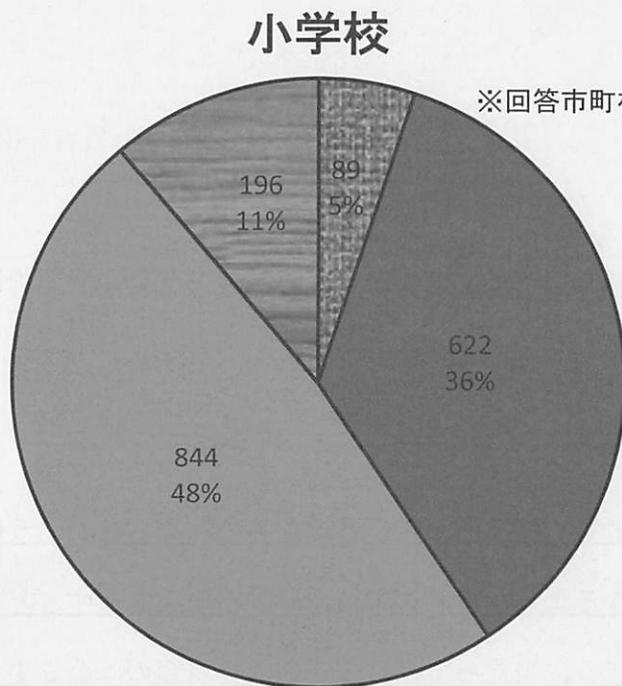
## 記

- 1 保護者の経済的負担軽減に係る留意事項
  - (1) 学校及び教育委員会は、通学用服等の学用品等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意すること。
  - (2) 教育委員会は、保護者等ができる限り安価で良質な学用品等を購入できるよう、所管の学校における取組を促すとともに、各学校における取組内容の把握に努めること。
  - (3) 学校及び教育委員会は、保護者等の経済的負担の軽減に向けた取組を行うに当たっては、公正取引委員会の「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」（平成29年11月公表）等も参考とすること。
- 2 通学用服の選定等に当たっての留意事項  
学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において、切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいこと。教育委員会は、所管の学校において通学用服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うこと。
- 3 その他  
国立、私立の学校の設置者においても、それぞれの実情に応じ、上記1、2の留意事項を参考にすること。

【参考】公立中学校における制服の取引実態に関する調査について(公正取引委員会:公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書を含む)  
(URL: <http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/nov/171129.html>)

# 平成29年度新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 (平成29年6月時点)

- 平成29年度に小学校での入学前支給を実施, または実施予定の市町村の割合  
711/1,751市町村 40.6%
- 平成29年度に中学校での入学前支給を実施, または実施予定の市町村の割合  
856/1,743市町村 49.1%



- 平成28年度以前から入学前支給をしている
- 平成29年度(平成30年度新入学分)より入学前支給予定
- 平成29年度の入学前支給は検討していない
- その他

- 平成28年度以前から入学前支給をしている
- 平成29年度(平成30年度新入学分)より入学前支給予定
- 平成29年度の入学前支給は検討していない
- その他

※「その他」は「未定」「近隣自治体の状況を見て判断」等と回答。

平成30年度の実施状況については、平成30年7月時点で調査中(取りまとめ次第公表予定)

## 生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度に生じる影響について（通知）

30文科初第516号  
平成30年6月25日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
高橋 道和

（略）

生活保護基準については、本年10月1日より新たな基準への見直しが予定されております。

この見直しに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府として、できる限りその影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針（別紙1）を確認しており、この対応方針については、既に、本年2月21日の都道府県担当者等説明会等において情報提供しているところです。

今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）が成立したところですが、これとあわせて「生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成三十年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること」とする附帯決議が参議院厚生労働委員会において決議されました。

生活保護基準の見直しに伴い直接影響を受け得る国の制度については、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応することとしております。具体的には、要保護者に対する就学援助については、児童生徒の教育を受ける機会が妨げられることがないよう、従来より要保護者として就学援助を受けていた者等については、平成30年度においても引き続き国による補助の対象とすることとしました。

また、地方自治体で独自に実施されている準要保護者に対する就学援助についても、この政府の対応方針及び参議院厚生労働委員会の附帯決議の趣旨を御理解いただき、適切に御判断・御対応いただくよう、域内の市町村に対し御周知願います。

（略）

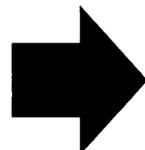
# 高等学校等就学支援金等

2019年度要求・要望額	3,711億円	<内訳>	高等学校等就学支援金交付金（新制度・旧制度）	3,686億円
（前年度予算額）	3,708億円		公立高等学校授業料不徴収交付金（旧制度）	0.1億円
			高等学校等就学支援金事務費交付金	25億円



## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

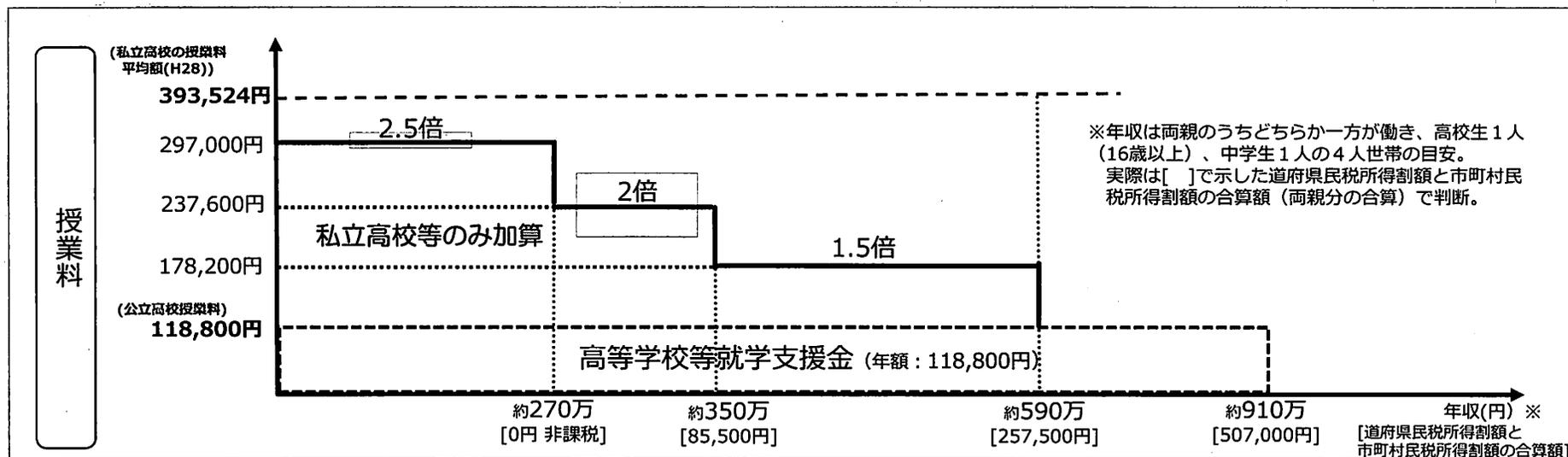


## 目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容

- ◆ 高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）。
- ◆ 対象となる学校種は、国公私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。
- ◆ 年収約910万円（道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額 507,000円）未満の世帯の生徒等が対象。
- ◆ 私立高校等に通う低所得世帯の生徒については、授業料負担が大きいため、所得に応じて就学支援金を1.5～2.5倍した額を上限として支給。



成果、事業を実施して、期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

# 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

2019年度要求・要望額  
(前年度予算額)

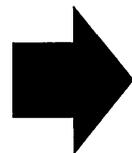
146億円  
133億円



文部科学省

## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



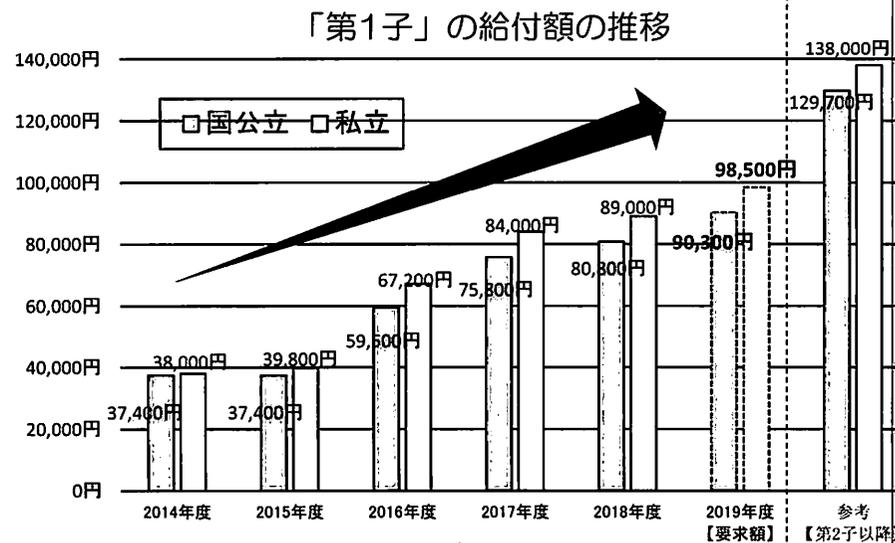
## 目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容

- ◆ 低所得世帯（生活保護世帯・非課税世帯）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。  
※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費など
- ◆ 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。（国庫補助率 1 / 3）
- ◆ 家庭の教育費の負担が大きい15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は給付額を増額。
- ◆ 2019年度概算要求事項  
・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額（+9,500円）【13億円増】（学びの基礎診断受検による負担増等への対応）

世帯区分	給付額（年額）	
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	国公立 32,300円	私立 52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	国公立 80,800円 ↓(+9,500円) 90,300円	私立 89,000円 ↓(+9,500円) 98,500円
非課税世帯 全日制等（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	国公立 129,700円	私立 138,000円
非課税世帯 通信制	国公立 36,500円	私立 38,100円



## 成果、事業を実施して、期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現